

議案第 9 1 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 3 2 年 1 月 2 3 日 3 2 地第 1 7 5 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。